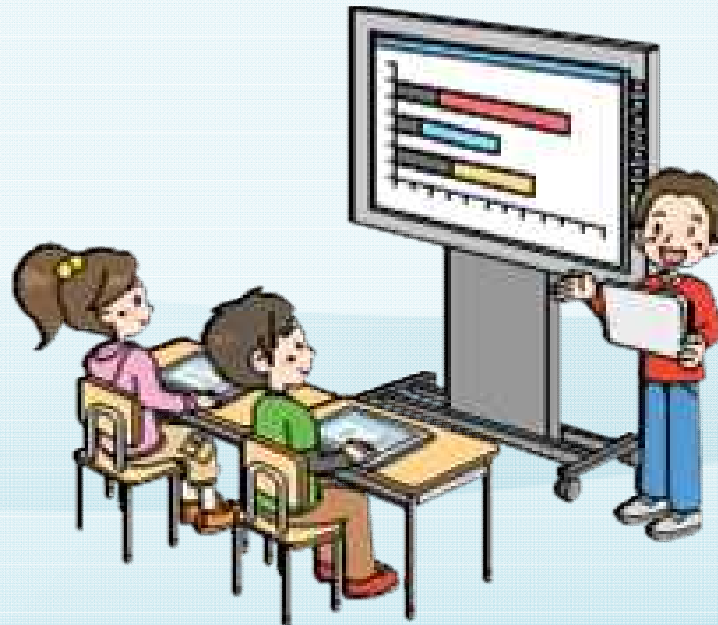




これからの学校と地域の協働の在り方について

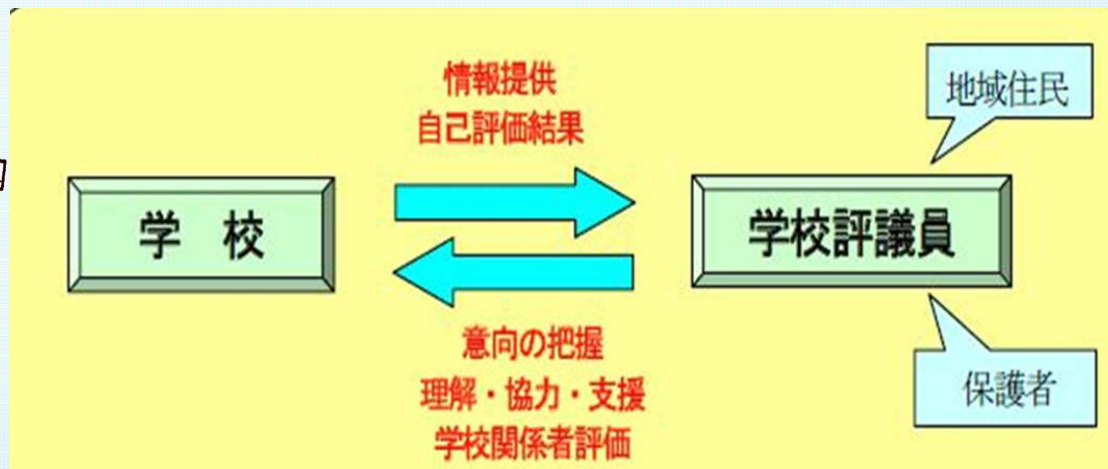


- ・少子高齢化に対応した学校と地域の協働の在り方
- ・令和の時代に必要な「生きる力」を育む協働の在り方
- ・「ふるさと教育」の理念の実現のための協働の在り方



これまでの学校支援の体制

・学校評議員制度（学校評価委員会）



(参 考)

○学校教育法施行規則 第49条

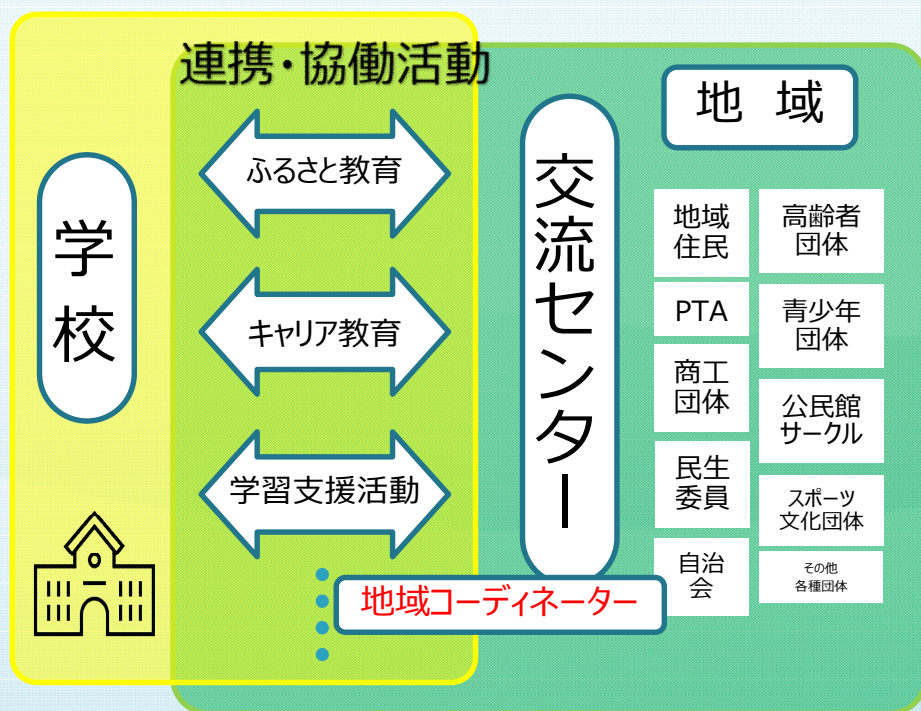
- ・小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。
- ・学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
- ・学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

これまでの学校支援の体制

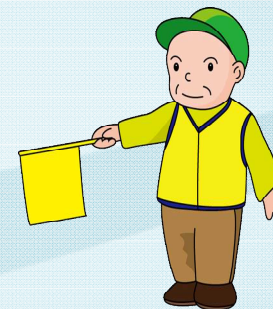
・安来市共育協働活動推進事業



学校を核とした地域づくり



- 未来を担う子どもたちの学びや成長を支えるため、幅広い地域住民や企業・団体等の参画を得て、地域全体で教育に取り組む仕組みをつくり、**共に学び合い、育ち育て合う活動**（共育協働活動）を進め、**地域の教育力の向上**を図るとともに、**地域の活性化**や**子どもが安心して暮らせる環境づくり**を目指す。



- 中学校区での体制づくり
 - コーディネーターの配置
 - **地域共育推進協議会**※の設置
メンバー：社会教育委員、PTA、学校、民生児童委員
児童C ほか
- 推進体制

学校と地域の連携・協働について

- 連携が「学校支援」にとどまっていないか
- 連携は、「目標を共有」して取組が行われているか
- 連携は、人が入れ替わっても持続可能か
- 連携により、支援者の当事者意識が高まっているか



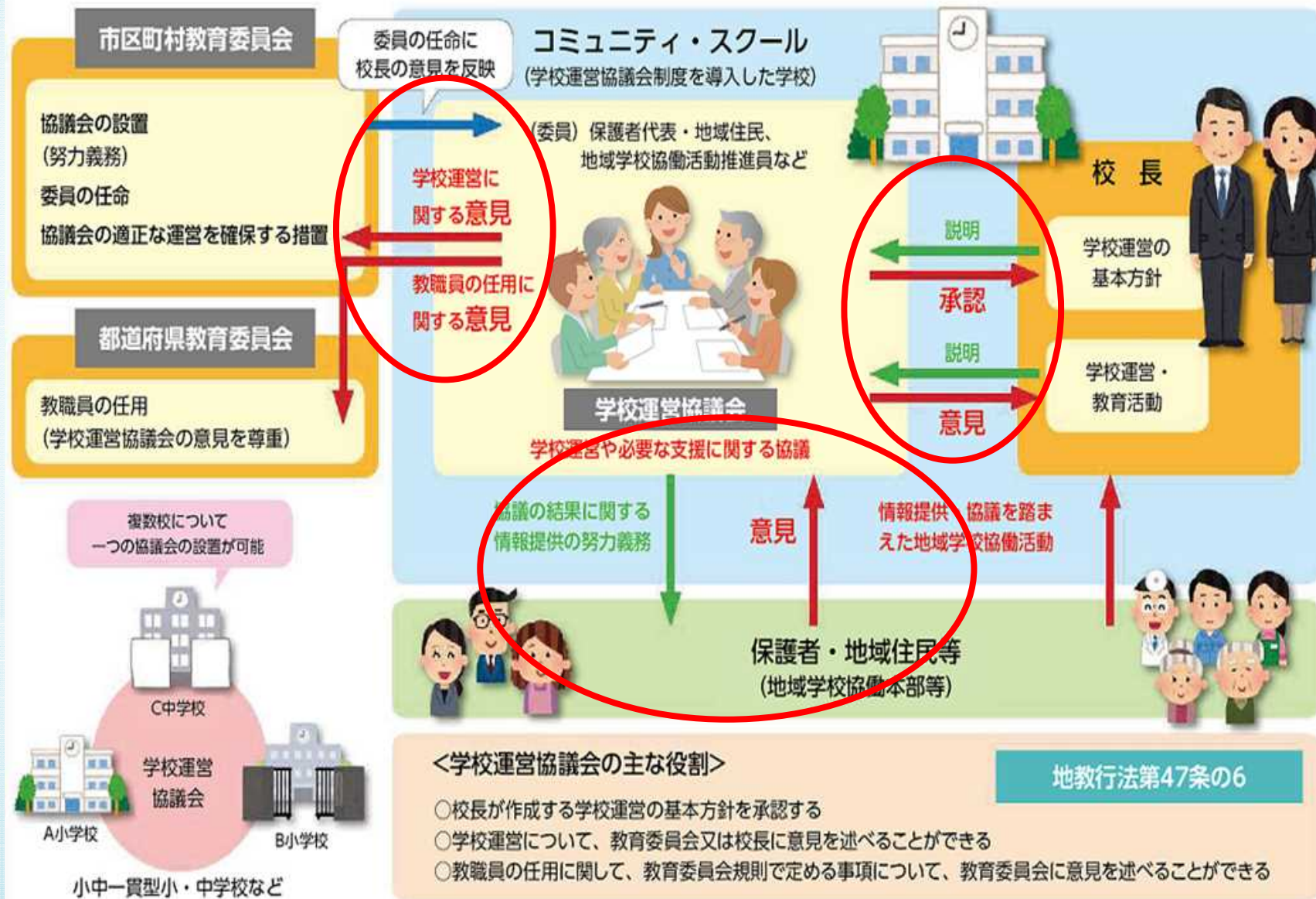
連携がさらに進化し**協働**となる



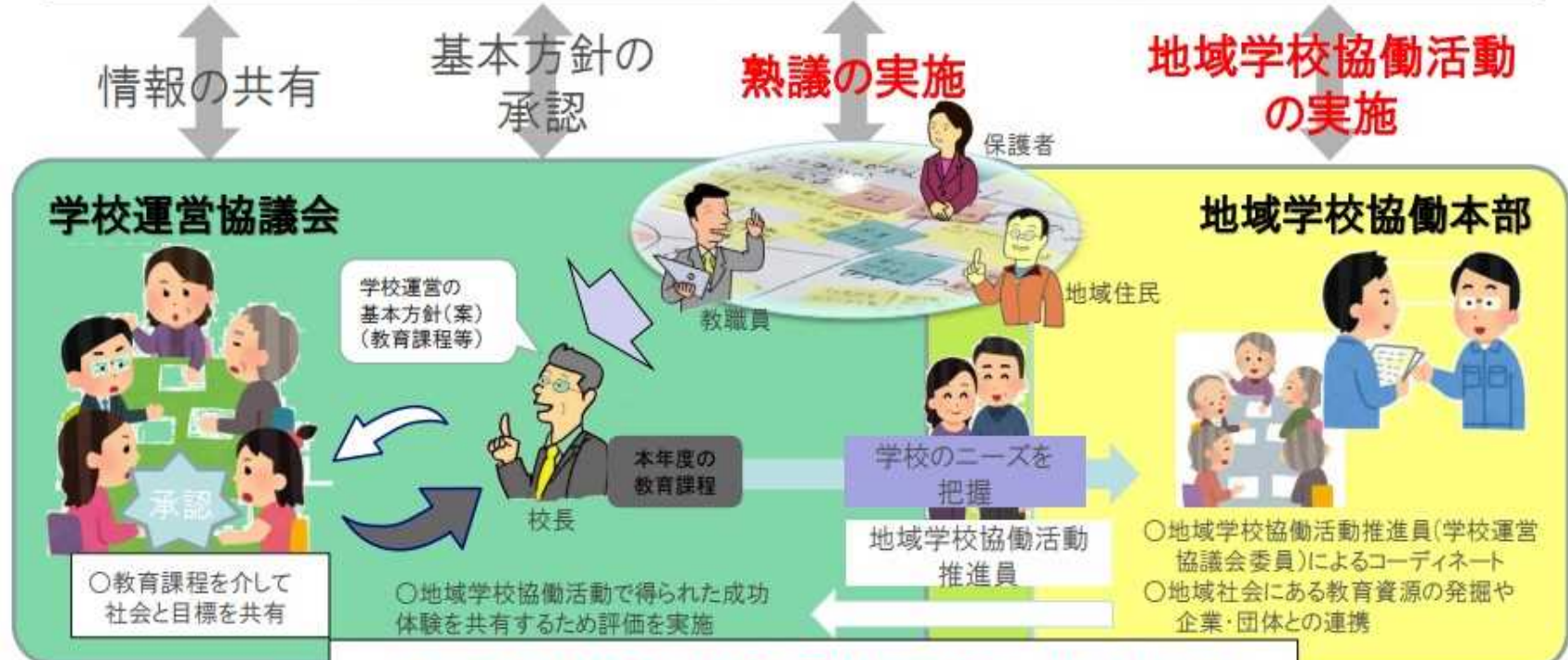
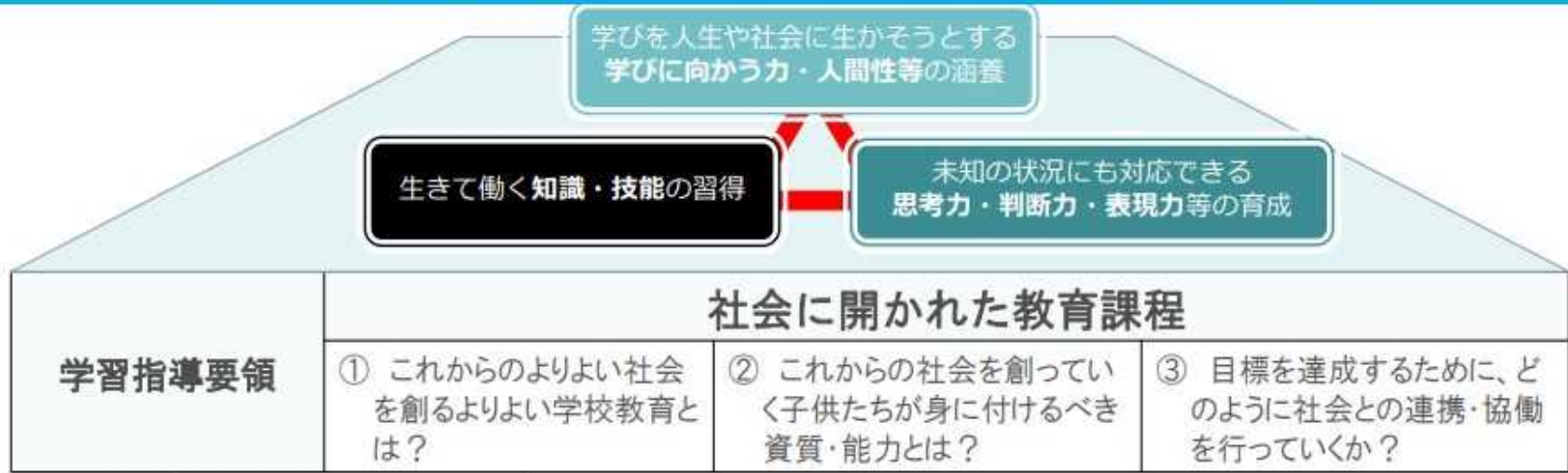
- 共有した目標に向かって 対等な立場の下で共に活動する協働関係
- 相互補完的に連携・協働

これからの学校と地域の協働の在り方

・学校運営協議会制度



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



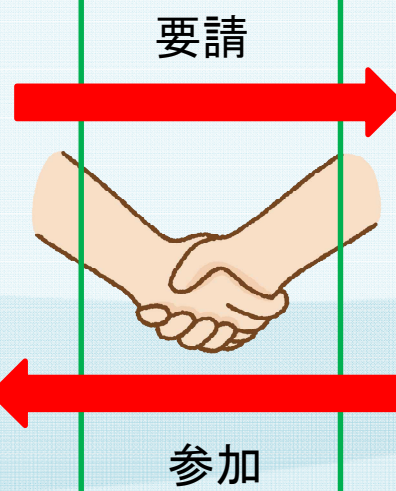
学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進

これからの学校と地域の協働の在り方

学校運営協議会 (コミュニティスクール)

地域協議会

共育協働活動のさらなる充実



地域住民

P T A

高齢者団体

青少年団体

スポーツ・文化団体

公民館サークル

自治会

商工団体

その他
各種
団体

民生委員

- ・学校運営の基本的な方針承認
- ・学校の運営に関して意見を述べる
(学校評価を含む)



「めざす子ども像」を共有
より主体的・具体的な学校支援の構想

連携・協働

- ・家庭支援
- ・放課後支援
- ・学校支援 等

学校評議員制度・学校運営協議会・共育協働活動の違い(その1)

	学校評議員制度	学校運営協議会制度	共育協働活動
目的	開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、 学校としての説明責任を果たす。	保護者や地域の住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、 よりよい教育の実現に取り組む。	地域住民が、学校の支援を行うもので、これにより学校と地域との連携体制の構築を図り、 地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する。
位置付け	校長が、必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度。 個人として意見を求めるものであるが、 実際の運営上は学校評議員が一堂に会して意見を交換し合う機会を設ける例がみられる。	学校の運営について、 教育委員会の下部組織として、一定範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関である。	地域住民等のボランティアの集まりで任意団体である。

学校評議員制度・学校運営協議会・共育協働活動の違い(その2)

	学校評議員制度	学校運営協議会制度	共育協働活動
主な内容	<p>学校評議員は、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる。</p> <p>学校評議員に意見を求める事項は、校長が判断する。</p>	<p>以下の具体的な権限を有する。</p> <p>①学校の運営に関する基本的な方針について承認する。</p> <p>②学校の運営に関して教育委員会又は校長に対し、意見を述べることができる。</p> <p>③教職員の採用等に関して任命権者に意見を述べることができ、任命権者はこれを尊重する。</p>	<p>地域全体で教育に関わる支援に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援 ・放課後支援 ・学校支援 等
組織形態	個人としての参加	協議体による組織的な活動	自主的なゆるやかな組織体による活動
法的根拠	「学校教育法施行規則」第49条	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の6	法的な措置はない

これからの学校と地域の協働の在り方

- ・地域の人口減少・高齢化に対応した
地域学校協働活動の必要性
- ・交流を中心とした支援から、
目標を共有し、より質の高い協働へ
- ・地域課題を意識した「ふるさと教育」の充実



学校運営協議会
(コミュニティスクール)

令和5年度中、市内1校区において設立に向けて準備中
その後、順次市内に設立予定

